

京都市職員の標準的な職を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

令和元年12月27日

京都市長 門川大作

京都市規則第78号

京都市職員の標準的な職を定める規則の一部を改正する規則

京都市職員の標準的な職を定める規則の一部を次のように改正する。

本則の表3の項中「埋立事業管理事務所次長」の右に「，市税事務所軽自動車税事務所長」を加える。

附 則

この規則は、令和2年1月6日から施行する。

(行財政局人事部人事課)